

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		償還金の支払猶予 新座市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第14条 (償還金の支払猶予) 第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した新座市災害援護資金償還金支払猶予申請書を、市長に提出しなければならない。 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した新座市災害援護資金償還金支払猶予承認通知書を、当該借受人に交付するものとする。 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、新座市災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書を、当該借受人に交付するものとする。
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審査	関係条項	災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項 (償還金の支払猶予) 第13条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告もせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りではない。
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (申請の事例がなく、また、相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、あらかじめ具体的な基準として定めることが困難であるため。)
基準	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和2年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 未設定 (審査の先例がなく、標準処理期間の設定の手掛かりがないため。)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)